

## 鎌ヶ谷市事業系ごみの分け方・出し方

事業活動に伴って出たごみは、事業者の責任において処理施設（クリーンセンターしらさぎ）へ直接搬入するか、または一般廃棄物処理業許可業者に依頼して下さい。なお、鎌ヶ谷市においては、燃やすごみの搬入に限ります。その他の排出されるごみについては、一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者等に連絡して下さい。

### <処理方法及び手数料>

- ◎ 事業者が直接クリーンセンターしらさぎに搬入する場合

**10キログラムあたり180円（税抜き）**

（10キログラム以下の場合は、10キログラムとして取り扱います。）

**※手数料の額は上記金額に消費税率を乗じて得た額とする。**

- ◎ 事業者が直接下記一般廃棄物処理業者（許可業者）に委託する場合  
処理手数料については、許可業者と相談して下さい。

### 記

鎌ヶ谷市内一般廃棄物処理業許可業者（収集運搬）

会社名	所在地	電話番号
富士興運 株式会社	鎌ヶ谷市初富本町 2-19-10	047-443-8833
有限会社 鎌ヶ谷紙業	鎌ヶ谷市東中沢 2-23-54	047-445-2168
株式会社 丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷 3-5-38	047-443-0903
株式会社 カツヨー	鎌ヶ谷市初富 928-936	047-443-7900
株式会社 市川環境エンジニアリング	市川市田尻 2-11-25	047-376-1711
株式会社 十河サービス	東京都板橋区 南常盤台 1-18-7	03-5995-3701
東興運 株式会社	鎌ヶ谷市東道野辺 2-6-6	047-498-7530

## 〈分け方〉

◎ 事業系一般廃棄物については、次の品目のみが対象となります。

燃やすごみ（紙くず、生ごみ等）

◎ 産業廃棄物については、次の品目のみが処理対象です。

紙くず（製紙業、印刷加工業等から排出される紙くず）

木くず（木材製造業から排出される木くず）

その他焼却に適したもので、組合管理者が特に認めたもの

## 〈出し方〉

ごみの出し方については、原則的には家庭系ごみのように袋の指定はしていませんが、袋等に入れる場合は最低限の基準を下記のとおりとします。

## 記

- |       |   |
|-------|---|
| 1 材質  | ポリ系の袋とする。   |
| 2 形態  | 袋の指定はなく、砕けない程度としクリーン推進課、クリーンセンターしらさぎ又は、許可業者と相談すること。 |
| 3 大きさ |   |
| 4 厚さ  |   |
| 5 強度  |   |
| 6 透明度 |   |
| 7 色   | 黒色以外とすること。  |

**注 意：粗大ごみは、取り扱いをしておりません。**

◎ ごみの発生抑制、排出抑制及び資源化等によるごみ減量にご理解ご協力をお願いします。

## 問い合わせ先

鎌ヶ谷市市民生活部クリーン推進課  
047-445-1223（直通）  
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
クリーンセンターしらさぎ  
047-443-5300